

## 第6章 保健・医療の充実

### 【基本方針】

障害者が地域社会で生活していくうえでは、生活の基礎となる健康を守る日常的な健康管理や医療に関するサービスが重要な役割を持っています。また、早期の疾病の発見や障害に関する相談に努めるためにも、保健・医療の充実を図る必要があります。

障害者一人ひとりの健康の保持・増進を図るために、ライフステージや障害の特性に応じた保健サービスや、リハビリテーションなどの医療サービスの充実を検討していきます。

精神疾患・精神障害に関しては、こころの健康について正しい理解の促進や誰もが相談しやすい体制の充実に努めるとともに、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な考え方に基づいて、精神保健福祉施策の充実を図ります。

#### 目標の見方

平成 32 年度までに

A : 充実・推進

B : 継続

C : 検討

新規：新たに取り組む事業

### 第1節 疾病等の予防・早期発見

疾病等の早期発見・早期支援について保健所保健センター等において妊婦健診の受診勧奨や、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診、各教室、その他個別への支援の充実に努めます。

障害者やその家族に対する日常的な健康づくりに関しては、健康相談や各種健康教室による知識の普及、訪問による保健指導、特定健診や各種がん検診などの受診啓発に努めます。特に一次障害や二次障害の要因でもある「メタボリック・シンドローム」（内臓脂肪症候群）、「高脂血症」「高血圧」「糖尿病」などの生活習慣病や、職場・日常生活でのストレスなどに対すしては、疾病の予防、早期発見、早期治療の取り組みを推進します。

#### (1) 生活習慣の改善による循環器病等の減少

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①早期発見・早期治療	妊産婦への健康教育・健康診査や乳幼児健診、個別相談などの実施によって、疾病の早期発見・治療、早期療育に向けた体制を充実します。妊婦健康診査公費負担助成制度の周知を図ります。 【第4章「第1節一貫した支援体制の整備」参照】	B	保健所健康づくり課、保健所保健センター、医療機関

②定期的な健康診断	学校や職域、地域における定期的な健康診断などを適切に実施し、生活習慣の改善を図ります。 障害特性に配慮した実施方法について検討します。	B	保険管理課、保健所健康づくり課、医療機関
③がん検診の実施	有効性の確認されたがん検診の実施、がんに関する普及啓発を行い、受診率の向上に努めます。	B	保健所健康づくり課、保健所保健センター、医療機関
④健康意識の普及・啓発	各種保健事業、イベント等あらゆる機会を通して、疾病等の予防や治療方法、日常的な健康管理について、正しい知識の普及を図ります。関係機関と連携をとり、啓発の機会を広げていきます。	B	保健所健康づくり課、保健所保健センター

## (2) 疾病の予防・治療の継続

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①生活習慣の改善	医療機関との連携のもと健康教育や啓発活動を行います。	B	保健所健康づくり課、保健所保健センター、医療機関
②自立支援医療等	障害の軽減、回復、治療等に要した費用の一部を公費負担する自立支援医療等を継続します。	B	福祉事務所、保健所保健センター

## (3) リハビリテーションの充実

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①機能訓練事業の充実	施設や病院を退所・退院した人が、地域で自立した生活を営めるように、身体機能・生活能力の向上などを支援する機能訓練の推進に努めます。	B	障害者支援室、障害者センター
②訪問リハビリ・訪問看護の充実	自宅で安心して療養できるように、訪問リハビリや訪問看護の充実に向けて支援します。	B	障害者支援室、保健所健康づくり課、訪問看護ステーション、医療機関
③デイケア・ナイトケアの充実	医療機関でのデイケア・ナイトケアをはじめ、日中活動系サービスのような地域におけるリハビリテーションの実施も支援します。	B	障害者支援室、保健所健康づくり課、医療機関

## 第2節 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実

地域の医療機関での診療をより受けやすくしていくため、障害に対する理解や施設のバリアフリー化を促進します。障害児（者）が適切な保健・医療サービスを受けることができるように、種々の会議の場等を通じて情報の共有を図ります。

高次脳機能障害などについては診療やリハビリを行う機関の拡充に向けて関係機関と連携してその方策を検討します。

### (1) 障害者の健康維持とQOL（生活の質）の向上

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①保健・福祉・医療（MSW等）の連携強化	種々の会議の場等を通じて情報共有を図り、保健・福祉・医療のより一層の連携・強化に努めます。	B	保健所保健センター、福祉事務所、医療機関
②ケア連絡会など情報交流促進	東大阪市自立支援協議会の運営委員会の補完的役割として、ケア連絡会を設置しています。ケア連絡会などで地域の関係機関のより一層の連携・強化を図ります。	B	障害者支援室、保健所保健センター、福祉事務所、医療機関、委託相談支援事業者

### (2) 口腔の健康の保持・増進

事業内容・方針	目標	主な関係機関
平成24年度から成人歯科健診の対象を拡大しています。成人歯科健診を実施し、受診啓発を行い歯周病予防からも生活習慣病の予防を図ります。	A	保健所健康づくり課

## (3) 高次脳機能障害への支援の充実

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①大阪府障がい者医療・リハビリテーションセンターの利用促進	大阪府の実施する普及・啓発事業の紹介や、大阪府障がい者医療・リハビリテーションセンターにおける高次脳機能障害にかかる支援プログラムを紹介し、利用を促します。	B	障害者支援室、福祉事務所、保健所保健センター
②相談機能の充実	療育センター診療所、高井田障害者センター及び委託相談支援事業所等の相談機能の充実を図り、高次脳機能障害者に対する支援を推進します。	B	障害者支援室、福祉事務所、保健所保健センター
③東大阪市障害者就業・生活支援センター「J-WAT」における就労支援	高次脳機能障害者に対する就労支援について東大阪市障害者就業・生活支援センター「J-WAT」と連携し、支援のあり方などを検討します。 「J-WAT」では、就業中に高次脳機能障害者となった人のリワーク（復職）も支援しています。	B	障害者支援室
④日中活動事業所の充実	高次脳機能障害に関する研修等を通し、当該障害のある人の受け入れが可能となるよう事業所の理解促進、拡充を図ります。	新規	障害者支援室
⑤医療機関の充実	高次脳機能障害の診断やリハビリ等を行う医療機関の拡充に向けた方策を検討します。	C	障害者支援室
⑥当事者活動の支援	高次脳機能障害者が気軽に集まり、当事者の立場で相談にのったり、支え合う活動を支援します。	B	障害者支援室、委託相談支援事業者
⑦啓発活動の充実	広報や各種事業による啓発活動の充実とともに、当事者による啓発活動を支援します。	B	障害者支援室、委託相談支援事業者、大阪府

## (4) 難病患者に対する支援の充実

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①難病患者に対する障害福祉サービスの利用促進	難病患者についても平成 25 年度から障害福祉サービスの対象となったことを受け、その周知を推進し、利用促進を図ります。	B	障害者支援室、保健所健康づくり課
②保健師による訪問指導の充実	療養生活に関する相談、家庭訪問を行います。	B	保健所保健センター
③地域における在宅療養支援ネットワークの構築	難病患者および家族の在宅療養生活の充実のため、市内の医療機関・居宅介護事業者等とのネットワーク会議や大阪難病医療情報センターを中心に他市との連携等も含めて支援体制の充実に努めていきます。	B	保健所健康づくり課、保健所保健センター

### 第3節 精神保健福祉・医療施策等の推進

精神疾患の早期発見、早期対応に向けて、こころの健康についての正しい理解の促進や地域の相談支援体制の充実に努めます。

「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な考え方にに基づき、精神障害者が福祉サービスや医療サービス等の必要な支援を地域において十分に受けることができるように体制の整備を進めます。退院促進に向けては、地域支援機関、医療機関及び行政との連携が重要ですので、地域のコーディネーターや支援者が病院に訪問するようなアウトリーチ支援の充実や東大阪市こころの健康推進連絡協議会による体制・連携の強化に努めていきます。

アルコール依存症者に対する地域生活支援については関係機関の連携のもと、依存症者の再発予防やリハビリテーションの体制づくり、依存症に関する啓発活動に加え、アルコール健康障害に関する教育や医療及び保健指導等の充実に努めます。

また、自殺対策については、自殺予防のための人材の養成や自殺リスクの高い人への支援、自殺対策の地域ネットワーク体制の整備に努めます。

#### (1) 精神保健福祉事業の充実

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①精神保健福祉相談や訪問指導の充実	各保健センターにおいて精神保健福祉相談員を中心とした精神保健福祉相談や訪問指導を充実します。精神障害者の医療及び福祉に関する相談に応じ訪問指導を行い、適切な医療の提供と社会復帰及び自立の促進に必要な援助を行います。	B	保健所健康づくり課、保健所保健センター
②自立支援医療費（精神通院医療）	通院による精神疾患の治療に対し、治療費の一部を公費負担する自立支援医療費（精神通院医療）を継続します。	B	保健所健康づくり課、保健所保健センター
③一般科医療機関との連携の推進	かかりつけ医等一般科医療機関と精神保健福祉医療に関わる機関との連携により、精神障害に対する理解を促進するとともに、精神疾患の早期発見・治療と精神障害者が適切な医療サービスを受けることができるように努めます。	A	保健所健康づくり課、保健所保健センター
④自助グループやピアによるサポートの育成支援	自助グループやピアサポーター等の育成及び運営支援を行うことにより、精神障害者等のエンパワーメントを支援し、自立を促進します。	B	保健所健康づくり課、保健所保健センター、委託相談支援事業者

## (2) 統合失調症をはじめとした精神障害者への地域生活支援

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①相談支援の強化	委託相談支援事業所との連携を強化し、相談支援体制の充実を図っていきます。	B	保健所健康づくり課、保健所保健センター
②訪問系サービスをはじめとした福祉サービスの拡充・利用促進	サービス未利用者への啓発とともに、適切な利用継続を支援します。また、サービスの供給量の確保と研修等による質の向上及び障害特性に応じたサービス提供を行います。	B	障害者支援室、保健所健康づくり課、保健所保健センター
③住まいの場の確保	居住サポート事業の活用等を推進します。	B	障害者支援室、保健所健康づくり課、保健所保健センター
④精神障害者の地域移行・地域定着支援の推進	地域の精神科病院と相談支援事業所等地域関係機関との協力で、精神障害者の地域移行を推進します。 【第2章「第2節地域生活への移行の推進」参照】	B	障害者支援室、保健所健康づくり課、保健センター
⑤アウトリーチ支援の推進	精神科未受診者や治療中断者を適正な医療に結びつけ、長期入院を防いで地域での生活が送れるよう、アウトリーチ支援の充実を目指します。そのために東大阪市こころの健康推進連絡協議会において、保健・福祉・医療の各機関の連携を強化していきます。	A	保健所健康づくり課、保健所保健センター
⑥日中活動の充実	日中活動系サービスの充実を図るとともに、医療機関によるデイケア・ナイトケアの実施を支援します。	B	保健所健康づくり課、保健所保健センター、障害者支援室

### (3) アルコール依存症者への地域生活支援

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①未成年者及び妊産婦への飲酒予防啓発と「節度ある適度な飲酒」の知識普及	ひあかもか（東大阪市アルコール関連問題会議）通信の発行、配布 市民・関係機関への配布により、アルコール問題に関する正しい理解と早期治療、再発予防を促します。	B	保健所健康づくり課、保健所保健センター
	市民健康フェスタ等での啓発活動の推進 市民健康フェスタ等市民への啓発の機会を幅広く捉え、アルコール問題についての正しい理解を広め、啓発活動を行います。	B	保健所健康づくり課、保健所保健センター
②依存症者への再発予防	専門医療機関や保健センター・福祉事務所、自助グループ、地域関係機関が連携し、治療中断の防止や再発予防及び地域生活支援を行います。	B	保健所健康づくり課、保健所保健センター
③自助グループ及び保健・医療・福祉関係機関の連携強化	東大阪市アルコール関連問題会議をはじめ、アルコール関連問題やアルコール健康障害に関する関係機関のネットワークを構築し、依存症者の再発予防やリハビリテーションの体制づくり及び普及啓発活動を推進します。	B	保健所健康づくり課、保健所保健センター

### (4) 自殺対策の推進

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①自殺予防の啓発活動の推進	自殺予防啓発講演会 市民に対し、自殺に対する正しい知識や自殺予防の重要性を普及啓発していきます。	B	保健所健康づくり課、保健所保健センター
	自殺予防週間及び自殺対策強化月間における啓発キャンペーン 自殺予防週間及び自殺対策強化月間において、広報等やさまざまな取り組みを通じて、自殺予防についての理解を促し、意識づけを行います。	B	保健所健康づくり課、保健所保健センター
	市民健康フェスタ等での啓発活動の推進 市民健康フェスタ等、市民への啓発の機会を幅広く捉え、ストレスへの対応や自殺予防について、正しい理解と意識づけを行います。	B	保健所健康づくり課、保健所保健センター
②相談支援の強化	精神保健福祉相談や訪問指導の充実を図ります。 【第6章第3節「(1) 精神保健福祉事業の充実」参照】	B	保健所健康づくり課、保健所保健センター

③うつ病に対する治療機会の拡大	様々な機会を通じ、うつ病に関する啓発活動を行います。また、うつ病などの精神疾患の早期発見・早期治療のために、かかりつけ医と精神科医との連携を図ります。	A	保健所健康づくり課、保健所保健センター
④自殺予防のための人材養成の推進	<b>自殺予防のゲートキーパー養成事業</b> 自殺の危機にある人に気づき、声をかけ、見守り、適切な相談機関につないで、自殺を未然に防ぐ役割を果たす人材（ゲートキーパー）を地域に幅広く養成していきます。	A	保健所健康づくり課、保健所保健センター
⑤自殺未遂者への相談支援	<b>自殺未遂者相談支援事業</b> 大阪府警との連携で自殺未遂者相談支援事業を実施し、自殺に至る背景の問題解決を行い、未遂者の再企図と既遂防止に努めます。	B	保健所健康づくり課、保健所保健センター
⑥働く人へのメンタルヘルス対策の推進	労働関係部局や地域の関係機関との協力で、労働者のメンタルヘルス問題の重要性を啓発し、その対策に取り組んでいきます。	A	保健所健康づくり課、保健所保健センター、労働雇用政策室
⑦庁内及び地域関係機関の連携システムの構築	東大阪市自殺対策庁内連絡会の開催、こころの健康推進連絡協議会での自殺予防対策についての協議・理解促進、健康づくり推進協議会でのこころの健康・自殺予防についての普及啓発事業などを通じて各関係機関との連携を深め、自殺の背景にある社会的要因への働きかけをはじめ、地域の実情に応じた総合的な自殺予防対策に取り組んでいきます。	A	保健所健康づくり課、保健所保健センター
⑧自死遺族等への支援	自死遺族の抱える深い痛みや悲しみの理解を促すための研修等を開催し、ご遺族同士がその気持ちをわかちあう自助活動への支援に取り組んでいきます。	A	保健所健康づくり課、保健所保健センター